

令和4年第4回定例会総務委員会会議録

令和4年12月16日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

油原 信義	委員長	後藤 光秀	副委員長
伊藤 悦子	委員	山崎 孝一	委員
椎塚 俊裕	委員	寺田 寿夫	委員
大野誠一郎	委員		

執行部説明者

市長	萩原 勇	市長公室長	木村 博貴
総務部長	大貫 勝彦	議会事務局長	足立 典生
危機管理監	柏崎 治正	会計管理者	松本 大
危機管理課長	中嶋 正幸	法制総務課長	梁取 忍
人事課長	青木 誉	財政課長	富塚 祐二
情報管理課長	菊地 紀生	企画課長	岡野 功
シティセールス課長	森下 健史	まちなみ魅力創造課長	廣田 裕一
議会事務局課長	伊藤 正晶	監査委員事務局長	湯原 秀一
人事課長補佐	藤平 浩貴（書記）		

事務局

主 査 深沢伸一郎

議 題

議案第1号 龍ヶ崎みらい創造ビジョンfor2030将来ビジョンについて  
議案第2号 龍ヶ崎市部設置条例について  
議案第3号 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例について  
議案第4号 龍ヶ崎市条例の読点の表記を改める条例について  
議案第5号 龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について  
議案第6号 龍ヶ崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について  
議案第11号 市有財産の処分について  
議案第18号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について  
議案第24号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について  
議案第25号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について

- 議案第26号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について  
議案第27号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について  
議案第28号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

○油原委員長

皆さん、おはようございます。

委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○油原委員長

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。

本日の議案審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため1時間を目安に休憩をとりながら、会議を進めて参ります。また、説明員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に係る対応方針に基づき、議案に関連する所管課のみの出席とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第11号、議案第18号の所管事項、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、以上14案件です。

これらの案件につきましてご審議いただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議案の審査に入ります。

議案第1号 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030 将来ビジョンについて、執行部から説明願います。

木村市長公室長。

○木村市長公室長

それでは議案書の1ページ、議案第1号 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030 将来ビジョンについてでございます。

こちらにつきましては、龍ヶ崎市議会の議決すべき事件に関する条例に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別冊、参考資料の計画書の方をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。

まず、計画の構成をご説明させていただきます。

序章につきましては、計画策定における前提条件等を整理したものとなります。

第1章につきましては、まちづくりの基本的方向を示す今後概ね8年間の全体構想を示す将来ビジョンとなり、まちづくり基本条例に基づく最上位計画として、本日、ご審議をいただく部分となります。

第2章は、将来ビジョンに基づき、今後概ね4年間の施策単位の展開方向を示す前期基本計画となります。

第3章はこれらの計画の推進にあたっての前提となる財政計画となっております。

そして、最後に策定の経過などの資料編を掲載しております。

具体的な内容につきましてのご説明に入りますが、先ほども申し上げました今回ご審議いただきます「第1章 将来ビジョン」のみではなく、少しお時間をいただき

まして、それ以外の部分の要点を含め、全体を通してご説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

本計画の位置付けでございます。

本計画は、龍ヶ崎市まちづくり基本条例に規定されております、市のまちづくりの基本方向を示す最上位計画であり、市の各分野別計画と相互補完、国・県の方針などとの整合を図っております。

また、地方創生に関します、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略、さらに議会からもご提言がございました行財政改革に関する基本的な計画につきましても、ともに本計画に包括するものとしております。

6ページをお願いいたします。

本計画の策定に当たりましては、実行性の高い計画づくり、分かりやすい「龍ヶ崎スタイル」の計画づくり、そして龍ヶ崎らしさと戦略的視点を重視したメリハリのある計画づくりの三つの点に留意しながら策定してきたところでございます。

7ページ、策定の体制でございますが、最上位計画策定審議会を設置し、諮問に基づき計7回にわたりご審議をいただいていたところでございます。

また、その審議の過程におきましては、市民アンケートですとか、オンラインの活用も含めたワークショップ、13地区で市長との意見交換会、パブリックコメント、さらには若者からの政策提言ということで、高校生政策アイデアコンテストなど、市民参画の機会を設けてきたところでございます。

続きまして、8ページから11ページにつきましては、本市を取り巻く社会情勢の変化をまとめております。

12ページをお願いいたします。

12ページの上段では、先ほどご説明しました市民参画の結果から得られましたご意見や提言を「市民の期待」と「まちづくりの課題」として整理しております。

その下段から次のページにかけましては、計画の構成と計画期間となります。

こちらは冒頭申し上げました通り、将来ビジョンは概ね8年間、基本計画は第2章で示している前期基本計画が概ね4年間で、その後見直しなどを行い、以後の4年間の後期基本計画を定めることとなります。

また、毎年度の具体的な取組や事業費等を3年間の見通しのもとに示す実施計画、アクションプランを定め、毎年度策定していくこととなります。

次のページからが今回の審議案件でございます将来ビジョンとなります。

改めまして、この将来ビジョンでは将来のまちの姿やそれを具現化するための政策の柱を示すものとなります。

下段から次のページにかけまして、「将来に向けた本市のあるべき姿」と「まちづくりの基本姿勢」です。

本市のまちづくりの基本ルールを定めたまちづくり基本条例の理念に基づき、市民とともに創るまちづくりを实践するキャッチフレーズとして「Creationーともに創るまち・龍ヶ崎ー」を将来のあるべき姿として掲げております。

まちづくりの基本となるのは行政や特定の市民・団体・企業だけでなく、本市と関わるすべての人々であります。その一人ひとりが笑顔・幸せ・住み続けたいとなることを求めながら自らが動き、そしてともに創ることを目指すことを明確化したところでございます。

また、市と関わるすべての人々が自ら考え行動することで生まれる協働。根拠に基づく市政運営などの展開により、市民に信頼される納得性を高めること。市の持続可能性を意識し、時代の変化に対応した住みよい街とすること、この3点をまちづくりの基本姿勢としてとらえております。

次の17ページ、18ページでは、人口の将来展望、目標人口を設定しております。

人口減少や少子化・高齢化の進行といった全国的な流れがある中で、基礎自治体としての目標人口の設定は大変苦慮したところで、策定審議会やその審議会メンバーの有志での勉強会でも多くの議論を交わしたところです。

そこから導き出したものとして、人口が減少する中でいかに本市を持続可能としていくかという視点を中心に推計を行いました。

推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計や国勢調査の結果を見ながら、17ページにございますような三つのパターンで検討を行っております。

そのうち、「③本市の現状踏まえた独自推計」にありますように、地方創生の中で、国・県が定める人口ビジョンなどを参考にしながら、本市の実態を勘案し、合計特殊出生率の緩やかな回復や若者世代の転出抑制といった社会増減の設定を行い、本計画の計画期間の最終年である2030年の目標を7万2,000人としたところをございます。

続いて、19、20ページにつきましては、土地利用構想となります。

こちらは、これまで本市が進めてきた多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を基本としつつ、新たな視点で美浦栄線バイパスの開通を見通し、産業拠点を道路沿線まで拡大し、また交流拠点については、牛久沼周辺以外に大規模公園もにぎわいを生み出す交流拠点として位置付けております。

続きまして、21ページから25ページ、施策の大綱で、政策の柱とその実現に向けた施策の体系となります。

体系の設定につきましては、社会情勢の急激な変化などへの対応をより柔軟にしやすいするため、網羅的に分野を設定しております。

まずは、政策の大きな柱として各分野別の7本と、行財政改革や市民参加、更にはSDGsなど、政策各分野に横断的に関わるものとして1本、合計8本の柱を立てております。各政策の柱のもとにそれぞれ小分野の施策として全体で30の施策を設定しています。

以上、ここまでが将来ビジョンとなります。

次のページ、ここからが前期基本計画についてとなります。

ここでは、今後概ね4年間を計画期間として、先ほどご説明しました将来ビジョン、政策・施策の体系にぶら下がります基本的な施策の展開方法と優先的・重点的に取り組むリーディングプロジェクトを位置付けております。

31ページをお願いします。

まずは、リーディングプロジェクトとなります。

リーディングプロジェクトは三つの創造、それぞれ「未来創造」、「魅力創造」、「幸せ創造」を掲げ、未来創造プロジェクトでは、子どもの笑顔の続くまちを創るということで、少子化対策・人口減少対策に焦点を当て、子どもの数を増やすための結婚支援、居住サポート、子育て世帯の定住促進、子育て支援メニューの拡充、特色ある学校教育などを掲げております。

次に、魅力創造プロジェクトでは、もっと魅力が感じられまちを創るということで、交流人口や関係人口に焦点を当て、牛久沼や大規模公園など交流拠点の活用推進や、スポーツを活用したまちづくり、シティプロモーション活動やふるさと納税の拡充などを掲げております。

最後に、幸せ創造プロジェクトでは、日常を豊かに快適に過ごせるまちを創るということで、健康寿命の延伸や公共交通・幹線道路の沿道などの土地利用の検討などを掲げております。

続いて、33ページ以降は各施策の展開方向などをそれぞれ定めた基本計画になります。特徴がある部分や新規の取組に絞ってご説明をさせていただきます。

33ページから38ページでは、子育て支援・少子化対策・教育などに関する施策でございます。

ここでは、子育て環境の充実とともに、少子化対策の強化を明確に施策の展開方向として明示しております。また、若者世代の活躍支援・定住促進についても施策の一つとして取り上げ、定住人口や転出の抑制などに取り組むこととしております。

39ページから46ページでは、産業と交流などに関する施策となります。

ここでは、交流の拠点として、牛久沼の有効活用や大規模公園の活用など、リーディングプロジェクトの推進に関わるものを明示しております。

47ページから54ページでは、福祉や社会保障、健康寿命の延伸などについて明示しているところでございます。

55ページから60ページでは、スポーツや生涯学習、文化芸術、共生社会の実現などに関わる施策でございます。

リーディングプロジェクトとして、スポーツの活用によるにぎわいづくりを明示するとともに、新たなものとして、ダイバーシティの概念に基づき、外国籍の方やLGBTQなど多様性の尊重など、共生社会の実現に向けた取組も明示しております。

61ページから66ページでは、防災・減災や消防団、防犯、交通安全などについての取組を明示しております。

67、68ページでは、都市機能に関する施策となりますが、先ほど将来ビジョンでご説明しました土地利用構想に基づき、産業拠点や交流拠点について、リーディングプロジェクトにつながる部分の取組を明示しております。

次の69、70ページの公共交通に関します施策では、AIオンデマンド交通などの新たな公共交通ネットワークについての取組を位置付け、71、72ページの住環境では、空き家の利活用について若者の定住促進などの取組とあわせて推進するものとしております。

73ページから78ページでは、環境や都市インフラ・生活インフラの整備・維持などについて取組を明示しております。

79ページから92ページでは、施策や取組全体に横断的に関わる部分で、SDGs、シティプロモーションをはじめ、市民協働や事務事業の見直し、民間サービスの活用、公共施設の縮充、電子自治体の推進、財政運営など、行財政改革に関する部分を明示し推進するものとしております。

93ページから102ページには、冒頭にもご説明しました地方創生に関します、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略も本計画に包括するものとしておりますので、この基本計画と計画期間を同じとします第二期総合戦略の基本目標と横断的な目標を

掲げております。

104ページから107ページには、本計画における施策の実現性を担保するための財政状況について、収支状況を中心にその見通しを財政計画としてお示ししております。

108ページ以降につきましては資料編となりますので、説明は割愛をさせていただきます。

最後になりますが、ただいまご説明させていただきました内容につきましては、先ほど策定体制のところで申し上げました本計画策定にあたっての諮問機関である最上位計画策定審議会から10月28日付で積極的な情報発信と市民参加の推進といった付帯意見を添えたうえで、慎重審議の結果、概ね妥当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

長くなりましたが説明は以上となります。

#### ○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

#### ○伊藤委員

一点だけなんですけど、2030年の目標人口なんですけども、7万2,000人としたその基本的な考え方、もう少し具体的にお話を聞きたいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では6万9,104人で、3,000人ほど差があるんですけども、以前の計画でも確か4,000人くらい多く見積もったってことがあったんですけども、やはり人口減少の中で、この3,000人というのが、私としてはどうなのかなっていう思いがあるので、ちょっと具体的にお聞きします。

#### ○油原委員長

岡野企画課長。

#### ○岡野企画課長

目標人口設定の考え方についてでございます。

議案では6ページ、参考資料では17、18ページになります。

本計画の最終年となる2030年の目標人口については、7万2,000人と定めております。目標人口の検討に当たりましては、まず人口減少とか少子化・高齢化の進行といった全国的な流れを踏まえた上で、現実問題として人口減少が進行する中で、いかに本市の人口減少を緩やかなものにしていくかという視点を念頭に検討を行ってきたところです。

その前段で、議案書、参考資料にあります通り、3パターンの人口推計を行っております。グラフはその結果となりますが、グラフ上の青いライン、①とありますが、こちらが国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した現在の人口の動き・トレンドが今後も続いていくという想定 of 純粋な推計結果となります。

次に、②のオレンジ色のラインが、国の長期ビジョンに示されている出生率の回復というのを前提とした推計となります。

次に、③の真ん中のグレーのライン、こちらが本市の現状を踏まえた独自推計となっております。こちらについては出生率に関して国が見通す水準というものを意識しつつ、本市の合計特殊出生率が低いという現状や、若者世代の転出抑制に力点を置いていかなければならないというような現状に即した推計となります。

この三つの推計のパターンの2030年の数値を見ても、グラフ上にも記載が

あるんですけども、約6万9,000人から7万5,000人と幅が生じているところでありまして、人口減少を緩やかなものにしていくため、出生数増加や定住促進、転出抑制に向けた施策の展開を前提に、独自の推計結果に基づき7万2,000人を維持するという目標を定めたところであります。

議員ご指摘のように、社人研との比較では3,000人の差が生じるという部分もございしますが、非常に目標としては高い目標を設定したというところはありませんけれども、国が示す出生率回復の考え方というものを踏まえ、龍ヶ崎独自の課題であります合計特殊出生率が低いという点、あと社会増減の部分での課題である20歳代後半の減少幅を抑制すると、40歳代までの異動率のマイナスをゼロにしていくと、このような若者世代の転出抑制、こういったことも加味してこのような目標人口を設定したところでございます。

設定の考え方については以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

その施策を、本当に若い人達をターゲットにしたようなところを十分にやっていないと、ここのところは本当に厳しいのかなと思うので、私も人口がそんなに、こうなんていうの、増えないってことは寂しいことだから、それなりの人口目標を立てるのはいいと思うんですけども、その点の、どう人口を増やしていくかっていう点については、しっかり施策を取り組んでほしいと思います。

以上です。

○油原委員長

岡野課長、現段階の合計特殊出生率を教えてください。

岡野企画課長。

○岡野企画課長

令和2年度は1.05という数字が出てるんですけども、令和3年度は速報値で0.94です。これは速報値になります。

○油原委員長

ありがとうございました。

その他、ございますか。

大野委員。

○大野委員

ページをめくった感じなんですけども、例えば、40ページとかなんですけども、いわゆるベース値、目標値がいつも非常に少ないというふうに感じるんですけども、目標値を超えるような気持ちでやっていただきたいと思います。

それと、このベース値あるいは目標値を決めるのはアンケートなものですから、同じ人にアンケートをするわけじゃないから、非常に難しいだろうと思うんですよ。

というのは、例えば、40ページを見ますと、「市の物足りないところ、嫌いなところとして『活気とにぎわいが無い』と回答した割合」が2016年には34.2%、2018年には31.7%、2021年には26.8%、目標値は19.0%ということになりまして、その一つの表れとしては、同じ人が回答してないということで、でも、皆さんが一所懸命頑張って年々下がってるのもおかしいし、また年々下がってるから目標値も下げるっ



ていうのもおかしいような気がします。

〔「下がった方がいい」と発言する者あり〕

○大野議員

ああ、そうかそうか、「にぎわいがいい」という人は下げた方がいいのか。

他で言うならば、「農業の振興への満足度」は、それはそれで一応上がってますが、ベース値がいかにも少ない。そしてまた、目標設定の24.0%ということでもって、非常に少ない。

商店街への支援とか商業の活性化にしても、2016年が6.8%なんてことは本当に少ないし、それはそれで過ぎたことなんですけど、31.9%から20.1%に下がって、そして2026年には32.0%になると。

随所に見られます。

例えば、68ページなんですけど、目標値が28.0%、20.0%、25.0%、19.0%、19.0%はこれは今と同じようなもんで少なくていいんでしょうけれども、そういうベース値が少ないというふうに感じるもんで、目標値を超えるような気持ちで頑張りたいと思います。

それだけです。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

こちらの成果指標につきましては、それぞれの施策の進捗状況とか、どういった成果につながっているか、そういったことを図るために設定しているものとなります。

なかなかベース値があって目標値ということなんで、もともとベース値が高いものについてはその状態を維持すると、低いものについては、それは上げていこうというような考えで、その上げ幅というのはいろいろその指標によって考え方は設定しているところなんですけども。

また、ここに書いてある成果指標以外にも実際に進行管理、進捗管理をやっていく中では、アクションプランの進捗状況もやっておりまして、その中にも成果指標というのを数多く含めていく予定となっておりますので、このプランに書いてある成果指標も含め、また最終的に主要施策の成果報告書という形で議員の皆さんにも配られる各事業ごとの成果指標というのも出していく予定ですので、そちらも含めて施策とか事業の進捗状況をしっかりと見て、遅れているものについては、力を入れていくというようなことで進捗管理の方に努めていきたいと思っています。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

いずれにしても、目標値はさらに上げていただきたいというふうに、努力してもらいたいと思います。

○油原委員長

他にございませんか。

椎塚委員。

○椎塚委員

一点だけお伺いします。

施策の体系の28ページなんですけども、一番下、右側に「関連する分野別計画」とあるんですけど、一番下なんですけど、「魅力ある都市拠点の形成」という中で、牛久沼感幸地構想であるとか常磐線佐貫駅周辺地域整備基本構想っていうのがあるんですが、この辺、当初の計画通り進めていくっていうこと、どういう意味合いで載せているのか、この中の一部のもちろん牛久沼だと周遊道路を整備するとか、佐貫駅周辺だと3号線の兼ね合いとかあるんでしょうけども、この辺のバランスというか、載せている意味合いをちょっと教えてもらいたいんですが。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

28ページの「関連する分野別計画」というところの話かと思います。

こちらについては、各施策ごとに施策の展開方向というものを、このプランの中で示しているんですけども、その上でこれまで定めております関連計画、分野別計画と言われるものが多々、その施策ごとにありますので、例えば、政策の柱の6で言えば、「魅力ある都市拠点の形成」、これに関してはすでに関連計画として、都市計画マスタープランでありますとか立地適正化計画とかありますので、それらの内容も踏まえて、実行に移していくというようなことで、関連計画をここで整理させていただいているというようなものになります。

○油原委員長

椎塚委員

○椎塚委員

そうしますと、もともとの感幸地構想などは、計画っていうのがある中で、それをそのまま踏襲しているっていう認識ではなくていいんですよね。

その辺ちょっと確認をしたいのですが。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

こちらに記載してあります分野別計画につきましては、今の時点で実際に生きている計画を整理させていただいたものです。

実際には、こちらの最上位計画というような位置付けになりますので、最上位計画の位置づけとか、あと時代環境の変化、そういったことがあった場合には、こちらの分野別計画も適宜見直していくようなことで考えております。

そのままやっていくというわけではございません。

○油原委員長

他にございませんか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけなんですけども、36ページのところなんですけども、下の成果指標のところ、小学生と中学生の「将来の夢や目標を持っている割合」なんですけども、減ってますよね。2021年のところで見ると、2026年の目標値になると思うんですが、小中学生のこういった夢や目標を持っている生徒の割合が減っているっていうのを、僕もす

ごく実感してるんですね。

これって前のページの「施策の展開方向」の「方向性」のところでも、もちろん本市の特色を生かした魅力ある教育を実践していくとか書いてありますけれども、いつも思うんですが、これ具体的にどういうふうに考えてらっしゃるのかっていうこと、そこだけちょっと聞かせください。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

35ページ、36ページのところなんですけども、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合というところで数字を上げていくためには、施策の展開方向というところでは、もちろん今、議員さんがおっしゃったような特色を生かした魅力ある教育、これの代表的なものは龍流連携というような形になるかと思えますけども、他にはない大学という資源を生かして学生の派遣事業とかを行っているというところと、あとはこの施策の展開方向の4番、これは新たな施策の展開方向として位置付けたものなんですけども、新時代に活躍する人材の育成というところで、ここに書いてある通り、グローバル社会で活躍する人材の育成に向けて、英語教育、ICT教育とか、魅力的で特徴ある教育の活動を推進しますということと、あと社会参画意識を育むシティズンシップ教育とか、キャリア教育とか、いろんな体験とか経験をしてもらうということが非常に大事ななというふうに思っておりますので、この部分の成果指標の達成に向けては、この④のところ、こちらが中心になっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○油原委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございました。

なんでこの割合減ってるのかなって聞かれてもあれだと思んですけども、でも本当僕もそう思って、本当に何か夢や希望を持っている子どもが少なくなっているんじゃないかなっていうふうに思ってるところで、でもいつもこういうふうに見てて、龍流連携とかもそうなんですけども、本市の特色を生かした魅力ある教育って、ありきたりなことで、具体的に何をやるのかなっていつも思って、それこそグローバル社会でICT教育の推進に向けてとか、いろいろ端末とか使えるようになっていて、それも時代だからそういうふうになってますけども、それってあくまでも道具に過ぎなくて、そういった教育の本質的に、夢や希望が少なくなってるから、先ほど最後にありましたけども、この4番の「新時代に活躍する人材の育成」とか、そういったふうに繋がるように、職業とか体験学習的なことも触れるというふうに、そういったことを龍ヶ崎でどんどんやって行って欲しいなど。

ぜひ、龍ヶ崎は著名人が多いし、スポーツ選手も多いじゃないですか。

そういったところで、いろんな体験をさせてもらいたいな、子どもたちに触れて欲しいな、それこそ龍ヶ崎の歴史に触れてもらいたいなとか、それこそ農業の体験だとかも含めて、龍ヶ崎らしい魅力ある体験学習っていっぱいあると思うんですよね。

なので、そういったところをぜひ具体的に今後も尽力していただきたいなという

ふうに意見として申し添えます。

○油原委員長

ほかにございませんか。

〔なし〕

○油原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第2号 龍ヶ崎市の部設置条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書14ページをお願いいたします。

議案第2号 龍ヶ崎市部設置条例についてでございます。

これは、行政組織機構につきまして、先ほどご審議いただきました最上位計画の実行に向けました推進体制を確保するため、また、機能的な組織を目指すとともに、現在の職員数等を勘案し、小規模の課の統廃合など、スケールメリットの創出に努めるというものでございまして、現行の組織機構、事務分掌について全体的に見直しを行い、条例の全部改正を行うものでございます。

具体でいきますと、まず第1条でございます。

こちらは、現行の7部、総務部、市長公室、福祉部、健康づくり推進部、市民生活部、産業経済部、都市整備部を6部、総合政策部、総務部、福祉部、健康スポーツ部、市民経済部、都市整備部に再編をいたそうとするものでございます。

次に、第2条の主な分掌事務でございます。

総合政策部におきましては、「ウ」、デジタル化の推進、情報公開及び個人情報保護並びに統計に関すること、「エ」の後段、人口問題及び空き家の対策に関することなどが新たな分掌事務として入ってきております。

次に、(2)総務部でございます。

総務部につきましては、「ア」、危機管理の総合調整、こちらは独立しておりました危機管理課を総務部に配置するということと併せまして、防犯及び交通安全に関することを加えております。

15ページをお願いいたします。

総務部の「エ」、「オ」でございます。

市税の賦課に関すること、市税及び国民健康保険税の徴収に関することということで、こちらは具体的に言いますと税務課、納税課を総務部所管にする。

「カ」におきましては、営繕並びに市営住宅に関することが新たに移管されてくるというようなことでございます。

次に、(3)福祉部、(4)健康スポーツ部につきましては、現在設計をしております新たな新保健福祉施設の完成を見込みまして、現行の福祉部、健康づくり推進

部の再編を行ったところでございます。

続きまして、（５）市民経済部でございます。

こちらは、現在の市民生活部と産業経済部を統合した上で、先ほどの税・納税関係を総務部へ移管、環境対策を都市整備部に移管した上で二つを統合したものでございます。

続きまして、（６）都市整備部でございます。

都市整備部につきましては、現行のものに加えて、先ほど申し上げました環境及び衛生に関すること、次のページの「ア」になりますが、こちらが新たな分掌事務として加わってきたというようなところでございます。

議案の説明については以上でございます。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山崎委員。

○山崎委員

以前は、危機管理室は市長直轄だったんですけども、今回はちょっと変わっていて、総務部になったんですが、その直轄から除かれたというのはどういう理由なのかご説明をお願いしたいと思うんですが。

○油原委員長

梁取法制総務課長。

○梁取法制総務課長

ご指摘の通り、これまでは独立しまして、危機管理監それから危機管理課を市長直属という形になっていたんですけども、これまでの経過としまして見ますと、緊急時、どうしても緊急の体制を整備するにあたっては、人事の部門、それから財政の部門ってということで、調整がやはり必要になってきます。

特に人員配置、計画等で事前に定めておりますので、例えば、コミュニティセンターに配置する職員は誰とか、何々課が担当するということで整理はされておりますけれども、やはりこういった人員の職員がどの課に何名いて、このうち、こういったものを担当する職員をどれぐらい配置するかといったような内容については、人事課であったり、財政面では財政課というところの協力が不可欠ということになります。

緊急時、そういった人事・財政の対応をもっと速やかにできるようにということで、今回、総務部の中に危機管理課を、名称は改めますけれども、配置をしたというようなことでございます。

○油原委員長

山崎委員。

○山崎委員

今、梁取課長のお話によると、直轄から総務部の方で、財政面、人員の配置等々と考えますと、やっぱり総務部の方で詳細を把握しておかないとまずいという、直轄にすると、そこでちょっと隔たりができちゃうっていうお話でしたよね、そういうわけですか。わかりました。

以上でございます。

○油原委員長

他にございませんか。

〔なし〕

○油原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第3号 龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例についてでございます。

これは、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、令和5年4月からは、地方自治体についても、その規定が適用となるということを踏まえまして、これまでの市の条例を廃止し、新たに当該法律の施行に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

具体的にいきますと、こちらにつきましては、法令によりまして、市の条例に定めることが許容されない、先日の質疑でもお答えいたしました、許容されないもの、許容されるものがございまして、こちらについて定めるものでございます。

第3条におきましては、個人情報保護管理者の設置を定めるものでございます。

次に、第5条 開示決定等の期限、こちらにつきましても、市町村で定めることができますので、開示決定等は開示請求があった日から14日以内にしなければならないというようなことなど、あるいは、正当な理由があるときは30日以内に限り延長できることなどを定めるほか、第6条においては期限の特例を定めております。

続きまして、第8条 開示請求に係る手数料等ということで、これは市町村が定めるものでございまして、第1項におきましては、基本的に手数料は無料ですが、第2項において写しの作成及び送付に関する費用は負担していただくというようなことでございます。

第9条以降は、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の設置、運営、諮問事項等を定めるものでございます。

最後に、第11条において運用状況の公表ということで、年1回、法及び条例の運用状況について一般に公開しなければならないというようなことを定めております。

以上のように、条例において規定しなければならない事項及び規定が許容される事項を定めるものでございます。

説明については以上です。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

今までの条例との違い、よくわかったんですけど、本会議の質疑があるので、なるべく重ならないように質疑はしたいと思います。

それで、まず、第3条の個人情報保護管理者は誰になるのでしょうか。

○油原委員長

菊地情報管理課長。

○菊地情報管理課長

はい、お答えいたします。

第3条に規定します、個人情報保護管理者についてですが、現行の条例と同様に各課等の長を管理者として当てたいというふうに規定をしております。

保有する個人情報につきましては、具体的に把握しているのは所管課ということになりまして、その所管課の長が適切に管理することが、法制度を着実に運用するためには重要であるということで、このような規定をさせていただいております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

すみません、一緒に聞けばよかったんですけど、第9条の龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の人数と審査会委員の資格についてお聞きをします。

○油原委員長

菊地情報管理課長。

○菊地情報管理課長

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の人数及び資格についてでございます。

これにつきましては、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則で定められておりまして、7人以内の委員をもって組織するというふうになっております。現在、市民及び学識経験者の中から6名の委員を委嘱しております。なお、選任に際し、特に資格要件などは求めておりません。

本条例施行後も、現行と同様の体制で審議いただきたいというふうに考えておりますが、本定例会に上程します組織改編も予定されておりますので、事務分掌の移管などにより対応が必要になる部分も出てくるかというふうには考えております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

今度の条例改正は、現行とちょっと比べてみたんですけども、現行の第1条は「目的」になってるんですよ。だけど、今回は「趣旨」になってるんですよ。そのところがなんでそうなるのかっていうことと、もちろん改正個人情報保護条例のことになるんだと思うんですけども、その辺の目的が、第1条ではちゃんと適正な取扱いを確保するとか、個人情報の開示を請求する市民の権利を明らかにすることで、個人の権利を図ることが明記をされていきますけれども、こうしたことが今度の趣旨にはない。

それと、第3条では「実施機関の責務」がちゃんと言われてますし、第4条では「市民の責務」がありますし、第5条では「事業者の責務」、第9条では、目的外利

用は本人の同意があるときって、きちんと定められてるんですよ。

現行の第11条は、適正な管理、個人情報保護管理者を定めるということで細かく書いてありますけども、これは今回第3条にはありますけれども、あと、第16条には、開示しないことができる個人情報など、こうした規定があるんですけども、今回の条例にはそういう規定がないわけなんですよ。

それを考えると、私なんかは個人情報保護の後退になるんじゃないかっていうふうに考えるんですけども、その辺についてはどんな認識があるんでしょうか。

○油原委員長

菊地情報管理課長。

○菊地情報管理課長

今回の個人情報保護に関する条例改正は法律の改正に準拠して改正するものになるんですが、今まで地方公共団体に関する個人情報保護規定といいますのは、各自治体の方の条例で定めるというふうになってまして、これが各自治体によってバラバラだったり、取扱いが異なっていたり、制定していなかったりということだったんですけども、それを一元化しまして、国の方で監督機関である個人情報保護委員会っていうのを設置しまして、その監視監督のもと全国共通ルールに基づいた条例改正を全自治体で今行っているところです。

ですので、議員がおっしゃっていたような、今まで条例で独自に規定していた部分、規制していた部分というのは、法律の方で規定しておりますので、ダブって規定することは許容されなくなっています。先ほど部長の説明でもありましたように、許容される部分、許容されない部分、規定できない部分・できる部分というのが明確に分かれてまして、抜けている部分というのは法律で規定しているので、条例では規定する必要がなくなった部分になります。

ですから、議員がご心配のように、後退するのではないのかとか、確かにそういうご心配は全国的に出ているんですけども、これについては法律で規定されていますので、条例では規定していないだけで別にその部分が抜け落ちているわけではございませんので、今後、運用していく中で、規則とか、要綱であるとか、ガイドラインを作っていくようになるかと思えますけども、その段階でいろんな問題が出てきたときには、国の指導なり、自治体の方でそれぞれ考えて適切な運用をしていくというふうに考えております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

ただ、地方自治体においての条例だから、地方自治体がやっぱりはっきりするっていうことが、私なんかは大事だと思いますので、ちょっとあんまり納得できるころではないということだけを申し上げておきたいと思います。

○油原委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○油原委員長



別にないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」という者あり〕

○油原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○油原委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

休憩いたします。11時5分に再開いたします。

〔休憩〕

○油原委員長

会議を再開いたします。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市条例の読点の表記を改める条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

議案書21ページ、議案第4号 龍ヶ崎市条例の読点の表記を改める条例についてでございます。

これは、国における公用文の作成の考え方の見直しが行われ、公用文に用いる読点について、「，（コンマ）」から「、（点）」に変更されたことから、本市における公用文につきましても、これに準じ、取扱いを変更するために改正を行うものでございます。

以上です。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

すみません、本当にどうでもいいことなんですけど、ずっと興味があったんで聞きたいんですけども、なんでこの「，（コンマ）」だったのか、それは分かりますか。

○油原委員長

梁取法制総務課長。

○梁取法制総務課長

これまでについては、昭和27年に内閣官房長官名で各省庁に通知があった、公用文の作成要領というものがございまして、それに則って、横書きの文章において、読点はこの「，（コンマ）」を使って、おそらく戦後間もなくですので、アメリカの占領とかがありまして、横書きの英文にならって、本来は「、（点）」であるところを「，（コンマ）」にして公用文をそれでやりましょうということになっていたようですが、現在は、これでやらなければならないという制限があるわけではないので、自治体によっては「，（コンマ）」ではなく「、（点）」でやっているところも、これまでもあったところですが、今回、令和4年1月で公用文作成の考え方ということで、

同様に内閣官房長官名で通知がございましたので、令和5年4月1日からこれを改めたいということがございます。

以上です。

○油原委員長

ほかにありませんか。

〔なし〕

○油原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

湯原監査委員事務局長。

○湯原監査委員事務局長

議案第5号 龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

お手元の議案書22ページ及び新旧対照表1ページをお開きください。

はじめに、本条例の一部改正の内容であります。

本条例第6条中、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、いわゆる財政健全化法であります。

この第3条第1項の次に「及び第22条第1項」を加えるというものです。

財政健全化法第22条第1項は、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の毎年度の決算の提出を受けたあと、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないと規定しておりますが、龍ヶ崎市監査委員条例第6条では、この引用条項、この同法の第22条第1項が不備の状態にあることから、今般の改正を行うものです。

説明は以上です。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

不備の状態だったということなんだけど、平成19年に財政健全化の法律ができたわけで、その時に本当は入れなければならなかったっていうことだったのかを確認したいんです。

○油原委員長

湯原監査委員事務局長。

○湯原監査委員事務局長

財政健全化法の施行に伴う監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、

平成20年に改正及び施行されておりますけれども、その改正に際し、条文の解釈を誤って欠落してしまったのではないかと考えております。

具体には、財政健全化法第22条第1項の「公営企業を経営する地方公共団体の長は」という条文について、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず該当するところ、地方公営企業法の適用を受けた公営企業のみが該当すると解釈したと思われま

す。平成20年当時につきましては、本市の公共下水道事業及び農業集落排水事業は、地方公営企業法の適用を受けていなかったことから、財政健全化法第22条第1項の適用内と考え、監査委員条例の一部改正において、当時の担当者が当該引用条項を規定しなかったのではないかと考えられます。

これまで、財政健全化法の規定に基づき、経営健全化判断比率及び資金不足比率の算定につきましては、条項上は欠落しておりましたが、毎年度、適法にこれらの比率につきましては算定しております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

今後いろんな法改正がある中で、こういうことがあるかと思いますが、気を付けてくださいということだけ。

○油原委員長

ほかにありませんか。

〔なし〕

○油原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての2案件につきましては、内容が関連しておりますので一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行います。

それでは、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それではまず、議案書23ページ、新旧対照表は2ページをお開きください。

議案第6号 龍ヶ崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公務員法の改正により、職員の定年年齢が現在の60歳から65歳まで、令和5年4月から段階的に引き上げられ、また、これに伴い管理監督職上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、必要な事項を定めるため改正を行うものでご

ざいます。

まず初めに、新旧対照表2ページでございます。

第3条 定年、職員の定年は、旧は60歳というところを新で65歳とするというようになっています。

新旧対照表6ページをご覧ください。

新の方の中段、定年に関する経過措置ということで、こちらにおきまして、令和5年4月から段階的にというようなことの表が示されているところでございます。

新旧対照表の3ページにお戻りください。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制でございます。

こちらにつきましては、第6条におきまして管理監督職というのは管理職手当を支給されている職員といたしまして、第7条におきまして、その上限年齢について年齢60歳というように定めるものでございます。

次のページ、4ページをお願いします。

第9条におきましては、特例を設けて60歳に達した後も引き続き管理監督できる、職に留まれるというような特例を設けているところでございます。

続きまして、新旧対照表5ページ、一番下でございます。

第12条です。こちらにつきましては、新たに設置いたします定年前再任用短時間勤務制度について定めるものでございまして、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人希望により短時間勤務の職に任用することができます制度を導入するものでございます。任期は、当該職員の本来の定年退職までになっています。

続きまして、議案書の30ページをお願いいたします。

一番下の付則の第3条になりますが、定年退職者等の再任用に関する経過措置を設けておりまして、こちらにつきまして現在の再任用制度ですね、年金支給が65歳ですので、段階的に定年を引き上げた場合においても、例えば62歳、63歳で定年された場合、65歳に至るまで、新たに暫定再任用制度というものでつなげるというようなことを定めたものでございます。

続きまして、議案書の37ページ、新旧対照表は8ページになります。新旧対照表のほうでご説明いたします。

大きな第1条で、龍ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、先ほどの条例で定めました定年前再任用短時間勤務職員を行財政の運営状況に関し任命権者が報告しなければならない事項に加えるということが制定されたものでございます。

次に、大きな第2条でございます。龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、これも任期付短時間勤務職員の給与表の職員の区分を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に適用するというようなことを定めるものでございます。

続きまして、大きな第3条でございます。龍ヶ崎市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、公益的法人等へ派遣することができない職員として、職員の定年等に関する条例第9条の規定により、異動期間を延長された管理監督職、す

なわち60歳に達した次の4月1日までではなく、特例によりそれを延長された職員を追加するというようなものでございます。

続きまして、新旧対照表の9ページ、大きな第4条でございます。龍ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。

これにつきましては、懲戒処分の減給について、処分の発令後に、例えば管理監督職から降任して給与月額に変動が生じた場合の取扱いを定めるものでございます。

続きまして、大きな第5条でございます。龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、再任用短時間勤務職員を廃止しまして、新たに定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、当該職員の勤務時間の割り振り、週休日、年次休暇等について定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の11ページ、大きな第6条でございます。龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、職員の定年等に関する条例第9条により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員を、部分休業をすることができない職員として定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表12ページ、大きな第7条でございます。龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、当分の間、現行定年に達した日以降における最初の4月1日以後、これは定年延長された方に、そのものの受ける給料月額は定年前の7割水準とするというようにこのほか、定年前再任用短時間勤務職員の給与月額の算定方法を定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表18ページになります。第8条 龍ヶ崎市職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、定年前再任用短時間勤務職員を、この条例による非常勤職員に該当しない旨を明記するものでございます。

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

議案書42ページ、中段、第9条でございますけれども、龍ヶ崎市職員の再任用に関する条例の廃止というように、今度は先ほど申し上げましたが、暫定再任用制度に移行いたしますことから、第9条におきましては、現行の龍ヶ崎市職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

説明については以上です。

#### ○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

#### ○伊藤委員

6号と7号と一緒に質問になると思いますので、よろしく願いいたします。

定年延長になるわけなんですけど、良かったかなと私は思っています、年金との関係で。

それで、定年が延長されるんですけど、そうすると新規採用っていうのはどんなふうになりますか。

○油原委員長

青木人事課長。

○青木人事課長

定年引上げ、定年延長による新規採用の影響ということでございますが、職員の全体的な年齢構成に偏りが生じないように、これまでも定めております定員管理、これに基づきまして、中長期的な観点から、この定年引上げの期間においても、毎年度、計画的に新規の採用を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

ありがとうございます。

次です。

定年が延長されたことによって、全体的な生涯賃金というのは、例えば、現行、60歳以上は70%の給料があるんですけども、それがぐっと下がるってことはないんですよ。

その確認をお願いします。

○油原委員長

青木人事課長。

○青木人事課長

定年引上げによる生涯賃金ということでございますが、現行の再任用職員の制度と比較ということで申し上げますと、60歳以降につきましては、今度新たな定年引上げによりまして、再任用職員、今現在、期末・勤勉手当の支給率に関しましては定年前の約5割程度ということになっておりますが、今後、この条例が施行されますと、定年前の職員と同じ支給率ということになります。

プラスしまして、再任用制度で支給されておりました扶養手当、住居手当、こういったものも支給になるということになりますので、この対象となる職員等につきましては定年引上げの年数が長いほど、その分がプラスになっていくというような状況になる見込みでございます。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

次ですけれども、定年延長の給与は、先ほど言いました7割になるんですけども、役職定年は60歳ですよ。

ですけど、特例で役職になるっていう方もいますけども、この方の給与は、やっぱり今なった場合は7割で考えていいんですか。

○油原委員長

青木人事課長。

○青木人事課長

いわゆる60歳以降、一定の事由により、先ほど議員からもありました役職定年が、

特例で管理職ということで続けられるというような、いわゆる特例任用とありますが、これには二つの形がございます。

勤務延長型と言われるものと異動可能型っていうものの特例がございます。

一つ目の勤務延長型につきましては、例えば特別なプロジェクト、こういったものの継続の必要性があるといった場合など、職務遂行上において特別の事情がある場合、引き続き管理監督職に留任することができるという特例になります。

この場合においては、給料月額が10割支給、いわゆるそのままという形になりまして、最長3年間の延長が可能でございます。

続きまして、二つ目の異動可能型という特例になりますが、こちらは職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢別構成、その他これらの欠員を容易に補充することができないといったような、そういった特別の事情がある場合に、管理監督職として留任することができる特例でございます。

この場合につきましては、先ほどの10割と比較しまして、給料月額は7割の支給ということになります。

最長5年までの延長が可能ということになっております。

しかしながら、本市におきましては、すべての管理監督職が役職定年するっていうことを想定しております。制度としては、国に準じて条例整備を行っておりますが、本市としては役職定年を全員にしていくというようなことで考えてございます。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました。

次ですけれども、60歳で退職を希望した場合の退職金のことなんですけど、定年が延びたわけだから60歳で退職すると自己都合退職の関係になるのかなっていう不安があるんですけど、普通、今まで60歳で退職していたときの退職金の減額っていうのがあるんでしょうか。

○油原委員長

青木人事課長。

○青木人事課長

60歳で退職を希望した場合の退職手当というところでございますが、退職手当につきましては、茨城県の市町村総合事務組合、こちらで支給事務を行っております。

今回の議案では退職手当に関するものは含まれておりません。

よって、県の市町村総合事務組合から示されております内容で申し上げますと、60歳到達日以降、法律違反とかですね、非違によることなく退職した職員の退職事由につきましては、定年退職として取り扱うということが示されております。

また、定年引上げ後の定年退職日時点における退職手当の基本額となる給与月額は7割に減額されているということでございますが、60歳到達日に退職した場合よりも退職手当の水準が低くならないように、退職手当の基本額を給与月額の減額前の金額、いわゆる10割として保証するというようなピーク時特例と言われますが、そういったものを適用するということが組合の方から示されております。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

それはよかったなっていうふうに思います。

最後なんですけども、再任用の給与っていうのはどんなふうになるんでしょうか。

○油原委員長

青木人事課長。

○青木人事課長

今おっしゃられたのは、条例施行後のいわゆる暫定再任用職員の給料ということだと思いますが、現行の再任用職員と同水準となります。

先ほど生涯賃金のところで申し上げました通り、定年引上げ期間中、いわゆる令和13年度までにつきましては、暫定再任用職員と定年引上げ者が混在するというような形になりますが、暫定再任用に関しては、現在の再任用と同水準ということになります。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

わかりました、ありがとうございます。

○油原委員長

他にございませんか。

〔なし〕

○油原委員長

別がないようですので採決いたします。

採決は別々に行います。

初めに、議案第6号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第11号 市有財産の処分について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書53ページをお願いいたします。

議案第11号 市有財産の処分についてです。

これは、白羽4丁目の市有地の処分につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、その条件である金額



2,000万円以上及び面積5,000平米以上に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

具体には、土地の所在、案内図もついておりますが、龍ヶ崎白羽四丁目4番74、処分面積につきましては、9,086.43平米、処分価格は1億7,500万円、一般競争入札において行いました。

処分の相手方につきましては、牛久市のあおぞら不動産販売、水戸市の株式会社AKIYAMAの2者による概ね2分の1の持ち分による契約となります。

説明については以上です。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

先ほど、説明してくれれば質問しなかったんですけど、鑑定価格って、どうだったのかなっていうふうに、ちょっと教えてください。

富塚財政課長。

○富塚財政課長

今回売却しました土地の鑑定価格でございますが、総額で7,897万円となっております。

なお、こちらの鑑定価格につきましては、一般競争入札を実施した際の最低入札価格というふうな形で設定させていただいているところでございます。

以上です。

○油原委員長

他にございませんか。

〔なし〕

○油原委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第18号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、別冊2をお願いいたします。

別冊2、議案第18号 令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）でございます。

この予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,293万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ295億6,748万9,000円とするものでございます。また、あわせまして、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正、地方債の補正を行ったところでございます。

6 ページをお願いいたします。

総務委員会に関することをございます。

第3表 債務負担行為の補正でございます。

こちらにつきましては、来年度当初または来年度早期に契約の履行が必要な業務などについて、96件を追加するものでございます。

この中で、新規等は96件中15件、例年同様のものが81件でございます。

それでは、総務委員会所管の主なものについて説明させていただきます。

6 ページの債務負担行為補正の表、上から4段目でございます。

内部公益通報外部相談員事務委託契約、こちらにつきましては今年度から制度がスタートしておりますけれども、今年度は年度途中のスタートということで、債務負担行為を行わず、来年度は4月1日からの契約に向けて債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、その三つ下、法律顧問業務委託契約でございます。

いわゆる顧問弁護士の契約でございましてけれども、これまでは、3月で議決をいただきました後、準備行為として見積徴収等を行い、4月1日付の契約をしておりますが、適切な契約期間を確保するために、債務負担行為の設定を行うものでござい

ます。  
その八つ下になりますが、中段よりやや下、庁舎総合管理業務委託契約（令和4年度）でございます。

こちらにつきましては、長期契約の3年ごとに契約でございまして、今年度につきましては、それに当たるといふようなことで、債務負担行為を設定させていただくものでござい

ます。  
その下です。

L I N E 予約システム等利用契約、こちらにつきましても、近年、ワクチン接種等なんかでも使っておりますけれども、L I N E の予約システムの利用契約、これらにつきましても、適正な契約期間を確保するために債務負担行為を設定するものでござ

います。  
その他、新規となりますのは、7 ページ中段、市議会議員選挙にかかる業務委託契約でござい

ます。  
こちらは、来年4月23日に予定されます市議会議員選挙が、今年度からもう準備に取り掛からないと間に合わないといふようなことで、必要な額につきまして債務負担行為を設定させていただくものでござい

ます。  
次に、9 ページをお願いいたします。

9 ページの債務負担行為の変更でござい

ます。  
こちらはすでに議決をいただいております公用車リース契約につきまして、現在ご存知かと思いますが、車の納車期間が非常に長くなっておりまして、1年半ほどかかるいふようなことでござい

ます。  
次は10ページをお開きください。

#### ○柏崎危機管理監

10 ページ、危機管理課所掌の部分についてご説明

します。  
最下段、消防自動車整備事業です。

これにつきましては、消防団2個分団用の消防車CD-I型2両の更新経費のうち、契約確定によつての減額40万円分を記載したものであります。

13ページをお開きください。

#### ○木村市長公室長

こちらから歳入となります。

上から3個目の箱、国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るものとなります。

まず一番上の段、児童福祉費補助金、0018児童福祉分で、こちらは7月に専決処分し第3回定例会でご承認いただきました、令和5年度から小学校、中学校、高校、大学への入学など、新生活を迎える児童一人あたり5万円を給付します子育て世帯新生活応援給付金事業の追加拡充分として、この事業の対象外であった18歳未満のお子さんに一人あたり2万円を給付する事業に充当しようとするものでございます。こちらにつきましては、こども家庭課所管となります。

次に、その二段下、土木費国庫補助金、都市計画費補助金で0002都市計画分です。

こちらは、都市施設課所管の龍ヶ岡公園のトイレの洋式化工事等に充当するものとして、第2回定例会で補正予算のご承認をいただきましたものでございますが、今年度中の工事完了が難しい状況であり、この事業に充当しようとした交付金の性格上、次年度への繰り越しが原則できないことから、当該事業を交付金の対象事業から外すことによる減額となります。なお、この工事につきましては、起債を含めた別の財源で手当し、余剰となった臨時交付金につきましては、すでに交付金の交付限度額以上の事業費を計上しておりますので、他の交付金対象事業分に充当することで余らせることなく活用して参りたいと考えております。

一番下の箱になります。

一番上の段、県支出金、総務管理費補助金、0001地方創生推進交付金（移住支援分）でございます。

東京圏から本市へ移住して就業または起業した方、自分の意思でテレワークをする方、本市が関係人口と認めた方に対し移住支援金を交付する、わくわく茨城生活実現の実績に応じて交付されるものでございます。補助率は4分の3となります。詳しい内容につきましては、歳出の方でご説明させていただきます。

15ページをお願いします。

#### ○大貫総務部長

15ページ、一番上になります。

土地売払収入でございます。

これは、議案第11号 市有財産の処分に係るものでございまして、白羽四丁目を処分した金額1億7,500万円を見込んでおります。

一つ飛びまして、一般会計繰越金でございます。

こちらにつきましては、財源調整のため一般会計繰越金を計上しておりまして、現在のところ繰越金の予算計上額は22億9,051万9,000円となりまして、この補正で予算未計上の実質収支が3億3,800万円程度となるところでございます。

続きまして、その下の箱でございます。

団体支出金でございます。

一番上の市まちづくり・文化財団派遣負担金から一番下の市シルバー人材センタ

一派遣負担金でございますが、こちらは、外郭団体等に派遣しております職員の給与に関しまして、人事院勧告を実施することから、それに関連する増額分について、収入を見込んだものでございます。

#### ○柏崎危機管理監

続きまして、その下の箱、一番下の消防債でございます。

これにつきましては、10ページで説明いたしました消防自動車の更新経費のうちの減額分です。

17ページをお開きください。

#### ○大貫総務部長

17ページ以降は歳出となります。

各所に職員給与費及び会計年度任用職員給与費が出て参りますが、職員給与費の補正につきましては、人事院勧告以外の各種手当の執行状況等を勘案して増減を調整したものでございます。

また、会計年度任用職員につきましては、人事院勧告に準拠した給与改定を反映したものでございますが、会計年度任用職員につきましては、1月勤務分の2月支給から月額3,975円から894円の改定となるというようなところでございます。

各個別の説明については割愛させていただきます。

#### ○足立議会事務局長

一番上の議会費です。

議員報酬費です。

これは1名の議員が辞職されたことに伴い、議員報酬及び手当を減額するものです。

#### ○大貫総務部長

その下の箱、上から3段目になります。

職員管理費です。

こちらにつきましては、職員の出退勤時刻を管理しておりますシステムですとかサーバ機器の更新を予定しておりましたが、来年度予定する人事給与システムと一体的に行うとして、業務の効率化と経費削減を図るということを目的といたしまして、今年度は見送り、減額とさせていただきますものでございます。

その下、法制事務費でございます。

こちらは、例規システムデータ修正ということで、議案第4号でご審議いただきました読点の変更、こちらについて例規システムのデータ修正を行うものでございます。

一つ飛びまして、庁舎管理費でございます。

需用費で1,186万9,000円の増額となりますが、こちらにつきましては、現在高騰しております電気料金の不足分相当を補正するものでございます。

続きまして、その下、地域情報化推進費でございます。

こちらにつきましては、職員等が使用しております業務用パソコンの故障等が増加しておりますので、リースも長くなっておりますので故障が大分出てきているというようなことで、業務の継続に支障がないように、需用費においては修繕料を増額し、また、故障がありまして慢性的に不足が生じているため、20台の職員用業務用パソコンを新たに購入すべく備品購入費740万3,000円などを計上したところでございます。

19ページをお願いいたします。

○木村市長公室長

上から2段目になります。

定住促進事業でございます。

こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明しましたわくわく茨城生活実現事業での移住支援金における補助金となります。

単身で移住する場合は60万円、2人以上の世帯で移住する場合は100万円、世帯員として18歳未満のお子さんとともに移住する場合は、子ども加算として一人につき30万円を補助しております。

こちらにつきましては、第3回定例会でも歳入で352万5,000円、歳出で470万円の補正予算をご承認いただいたところでございますが、これまで交付決定済みのものは単身で2件、世帯で4件、子ども加算で5人分ありますが、現在交付申請中の方と、要件に合致する見込みのある方から、事前相談が増えており、そのような方への対応を見込みますと、さらに単身で1件、世帯で3件、さらに子ども加算で4人分がございますので、今回補正するものでございます。

○大貫総務部長

その三つ下です。

公共施設維持整備基金費でございます。

こちらは積立金といたしまして、先ほどご説明いたしました白羽四丁目の土地売払収入1億7,500万円に加えまして、令和3年度の実質収支を活用し、あわせて2億円を積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、公共施設維持整備基金費は9月補正を認めていただきました部分と合わせて4億円を積み立てるものでございます。

次に、33ページをお願いします。

○柏崎危機管理監

33ページ、一番下の箱、消防費、消防団活動費であります。

これにつきましては、消防団が参加予定でした県南消防操法大会及び市消防操法大会が新型コロナウイルス感染状況を踏まえまして中止になったため、それに伴う減額を行ったものであります。

一番下、消防施設整備事業、工事請負費につきましては、10ページで説明いたしました消防自動車の契約確定に伴う減額であります。

35ページをお開きください。

上の箱の防災訓練費になります。

防災訓練費につきましては、イベント型防災フェアの中止によります減額を記載したものであります。

説明については以上です。

○油原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

一点だけお願いします。

17ページの地域情報化推進費の備品購入費は、パソコンの修理とか新たなものを

20台買うということでわかりました。

この委託料のことについて、地域イントラネットシステム設計費等の内容だけお願ひします。

○油原委員長

菊地情報管理課長。

○菊地情報管理課長

地域イントラネット系システムの設計費の内容でございしますが、今回購入を予定しておりますノートパソコン20台をイントラネット系システムに利用できるように設定するための作業費及びネットワークに参加するために必要となるセキュリティ対策ソフト等のライセンス費用を計上させていただいております。

○伊藤委員

わかりました。

○油原委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○油原委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第18号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○油原委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第24号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について、議案第25号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について、議案第26号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第27号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について及び議案第28号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についての5案件につきましては、内容が関連しておりますので一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行います。

それでは、執行部から説明願ひます。

木村市長公室長。

○木村市長公室長

議案第24号から議案第28号まで関連がございしますので、一括してご説明させていただきます。

議案書59ページ、新旧対照表30ページをお願いいたします。

これらの議案につきましては、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を合流させて、地方自治法第285条の規定に基づく複合的一部事務組合を設立するための議案となります。

具体的には、龍ヶ崎市、利根町及び河内町の塵芥処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方塵芥処理組合と、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、利根町、河内町、稲敷市、美浦村及び阿見町のし尿処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方衛生組合を解散し、当該2組合の事務を稲敷地方広域市町村圏事務組合が承継することで事務管理部門である総務・会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善すると

ともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革改善を行おうとするものでございます。

議案第24号及び議案第26号では、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合のそれぞれの解散に関する議案、議案第20号及び議案第27号では、それぞれの組合の財産の処分に関する議案となります。

なお、それぞれの組合の財産につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合に帰属することとしております。

次に、議案書の71ページ、議案第28号です。

合流して存続します稲敷地方広域市町村圏事務組合の規約の変更となります。

変更とありますが、次のページの別紙にもありますように規約が全部改正となります。主な改正部分につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表の30ページをご覧ください。

第1条をご覧ください。

新たな組合は複合的一部事務組合として、名称は稲敷地方広域市町村圏事務組合としております。

第2条でございませぬ。

組合は、これまで稲敷地方広域市町村圏事務組合に加盟しておりませんでした取手市を加えた8市町村をもって組織することとしております。

第3条に、共同処理する事務を規定しております。

構成市町村の多い順から、し尿処理、消防、職員共同研修、水防、塵芥処理と五つの事務を行うこととしております。

第4条、組合の事務所の位置は塵芥処理組合の事務所の住所としております。

次に、議会に関する規定となりますが、第5条の議員定数は29人としております。それぞれの市町村の定数はここに示す通りでございませぬ。

次の31ページになります。

第8条からは執行機関に関する規定となっておりますが、第8条第2項の規定の通り、管理者はこれまで通り市町村長による互選としております。

また、同条第3項の通り、副管理者は管理者以外の市町村長をもって充てるとしております。

32ページ、第9条は会計管理者に関する規定となっております。

第9条第2項の規定の通り、会計管理者は組合職員のうちから管理者が任命することとしております。

第12条には、経費の支弁方法が規定されております。

第2項に記載の通り、分担金に係る分賦の割合はこれまで通り組合議会の議決により定めることとしております。

議案書の74ページをお願いいたします。

付則の第3項から経過措置の規程がございませぬ。

第3項は、議員定数に関する経過措置となります。

改正前の規定に基づく稲敷地方広域市町村圏事務組合の議員は、改正後の規約に基づく新組合の議員とみなし、その市町村ごとの定数が新組合における市町村ごとの議員定数を超えることとなる場合は、改選があるまでは従前の例によるものとし、その間議員定数は当該超えることとなる人数を加えた人数となります。

また、付則の第5項になりますが、従前の議員定数が改正後の規約に定める定数に満たない市町村においては、当該市町村議会において選挙をお願いすることとなります。

次に、付則第7項及び第8項になりますが、改正前の規約に基づく管理者、副管理者、監査委員は、改正後の規約に基づく管理者、副管理者、監査委員とみなすこととしております。

説明は以上となります。

#### ○油原委員長

ただいま説明のありました議案5案件につきましては、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の統合に関連するものであり、それぞれ構成自治体が異なります。

また、その構成自治体の議会においてそれぞれ審議が行われており、すでに現状において、可否が分かれていますことから、今後の龍ヶ崎市議会の議決結果による取扱いについて、執行部に説明を求めます。

岡野企画課長。

#### ○岡野企画課長

龍ヶ崎市議会の議決結果による取扱いについてでございます。

茨城県に確認した事項も含めまして、昨日の質疑の際の市長公室長の答弁と重なる部分もございますが、改めて説明させていただきます。

本議案はいわゆる3組合の統合に向けて、一部事務組合の解散、財産処分、規約の変更を行うための議案となりますが、これらの手続きの進め方については、地方自治法が根拠法令となります。

地方自治法におきましては、一部事務組合を解散しようとするときには構成団体の協議を行う。また、財産処分を必要とする時及び規約を変更しようとするときには関係地方公共団体の協議を行うことが規定されておりまして、この協議を成立するためには関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととなっております。そのうえで、解散につきましては都道府県知事への届け出、規約の変更については都道府県知事の許可を受けなければならないことが規定されております。

従いまして、過日の美浦村議会での関連議案の否決を受けまして、協議成立には至らず、次の段階である茨城県知事への届け出、また、許可申請を行うことはできない状況にあるというように認識しております。

また、本市で可決いただいた場合の議案の有効性の話でありますけれども、本市議会における議決の結果については無効になることはございません。無効になることはございませんが、議案第24条の塵芥処理組合の解散及び議案第26号の衛生組合の解散につきましては、議案の中に令和5年3月31日をもって解散と、また、議案第25号と議案第27号の財産処分の議案については解散に伴う財産処分を定めること、議案第28号の稲広組合の規約改正につきましては、令和5年4月1日からの施行としておりますので、その期日を過ぎれば、現実的な効力はなくなるものと解しているところでございます。

また、ケースの一つとして、龍ヶ崎市、利根町及び河内町が構成自治体となっております龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散の議案が構成3市町で可決されるということも想定されるところであります。



結論から申し上げます、この構成3市町の議決をもって解散の効力が生じるものではないです。この場合、構成団体の議会の議決をもって、直ちに構成団体の協議が成立するというものではなく、具体的な手続きとして構成市町長が協議書に押印するという事で協議が成立し、その時点で解散の効力が発生するとされております。

従いまして、現時点において、龍ヶ崎地方塵芥処理組合解散後の事務の承継先になることを規定する関連議案、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、この議案が美浦村議会で否決されているという状況を勘案いたしますと、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散の議案が構成3市町で可決された場合におきましても協議書に押印は行わず、解散の効力を発生させないことが妥当な判断であろうと考えております。

いずれにいたしましても、今般の取組は関係地方公共団体の議会において、すべての関連議案を一体として可決をいただくことが前提となるものにとらえているところでございます。

最後に、否決している自治体がある中で今後の流れでございますが、今後の対応につきましては、各構成市町村の第4回定例会終了後、今月27日に開催が予定されております構成市町村長による稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会において協議が行われると伺っているところでございます。

以上です。

○油原委員長

ありがとうございました。

それでは執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

寺田委員。

○寺田委員

まず、3組合の行政の統一化とか、効率化の判断というようなことだと思います。

私は、3組合が統合するという事に対しては反対するものではないですが、ちょっと確認したい点がありますので、お伺いいたします。

10年間で最終的に1億一千数百万円の経費削減ということですが、内訳について改めて教えてください。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

今般の3組合の統合の検討にあたりましては、新組合移行後のトータルコスト、影響額ということで、令和5年度から令和14年度までの十年間のトータルコスト、影響額ということで試算をしております。

その中で、六つの区分に分けて試算を行っているところなんですけども、基本的に統合の効果を最大限に発揮するということで、トータルコストを下げたいという考え方のもとに取組を位置付けておりまして、まず一つ目が地域手当の支給割合を統一するというところで。

これは、今バラバラになっております地域手当の支給割合を令和13年度に5%に統一するというような位置付けでございます。この部分は、今、塵芥処理組合と衛生組合が9%、稲広組合が3%となっておりますので、それを5%に将来的には統一するというところで、トータルでは2億2,742万円の増というような形になります。

2点目については、管理職手当を10%減額するという事で、こちらについては

塵芥処理組合、衛生組合は今でも実施しておるところなんですけども、稲広組合さんの方では令和7年度から実施するというので、こちらについては約3,200万円の減ということになります。

3点目が、昇給抑制による調整というところで18万円の減。

4点目が、退職者不補充というところで、今後十年間で退職する職員8人分の補充は行わないというところで、約1億3,000万円弱の減。

5点目で議会費・総務費の見直しというので、年間830万円ほどの削減効果が期待されておりますので、10年間で見ると約8,300万円の減と。

あと、最後6点目は、民間委託業務の直営化というので、搬出入受付業務を今、民間委託で行っているところを直営化するというので、この部分について、十年間で1億円の減というので、これらをトータルしますと十年間で約1億1,726万円の減というので、影響額の試算が示されているところです。

以上となります。

○油原委員長

寺田委員。

○寺田委員

ありがとうございました。

議会議員定数の半減が共通した総務費といいますが、その辺の削減はいいと思うのですが、10年間で計8名の退職者が予定されているというので、人員削減、一方では委託を直営化するというので、どうなんでしょう、人力は削減されてそのまま対応できるようなことなんでしょうか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

まず、退職者不補充は運営上問題ないのかというご質問かと思いますが、今般の統合・複合化計画におきましては、今後十年間で退職する職員8名の補充は行わないと、その分の人件費にかかるコストを削減するというようなこととなっております。

こちらについては、統合・複合化という大きな目的を掲げて、統合の効果をより大きなものにしていくための行政改革をどう進めていくかという議論の中で洗い出した結果、提案されたものであると認識しております。

この部分については、やはりどこかでしわ寄せが来るんじゃないかという心配もあるかと思いますが、今いる職員のスキルを上げる、また再任用で職員が引き続き業務に当たるということも考えられると。また、場合によっては構成自治体との人事交流なども考えながら、新たな組合の運営に当たっていきたいということで説明を受けているところでございます。

また、民間委託の直営化ということでございますが、こちらについても現状で民間事業所へ業務委託している塵芥処理組合及び衛生組合の搬出入受付業務、これ計量業務ということなんですけども、これを直営化して委託料を削減するということとなっております。

こちらについても、トータルコストを削減するというところで提案されたものであると認識しておりますが、この点につきましては、実際に委託する前はこの搬出入受付業務については両組合とも以前は直営で行っていたというような実績もあり、組

合側として対応は十分可能ということで伺っているところでございます。

以上です。

○油原委員長

寺田委員。

○寺田委員

ありがとうございました。

新聞報道とかで見ると、今でも大変なのに人が減ったらまた大変になるというような記事も載っていますので、その辺ちょっと懸念されるところなのかなと思いました。

先ほど経費の支弁方法、第12条ですか、分担金についてなんですが、各自治体によって分担金が違ってくると思うんですけども、龍ヶ崎市の場合にはどのようになるというか、これまでより増えるとか減るとか、負担金が増えるというような話を聞かんですが、その辺はどうなんでしょう。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

統合の取組の中で、やはり市町村ごとの分担金のシミュレーションというのが示されておりまして、その中で一般会計経費と言われる総務費とか議会費の部分についてのシミュレーションも行われてまして、その部分については現在の負担よりも低くなるというシミュレーション結果が出ております。

今年度の予算額よりも令和5年度以降は減っていく、年によって上限というのはあるんですけども、トータルで見ると減っていくというシミュレーション結果が示されておりまして。

○油原委員長

寺田委員。

○寺田委員

わかりました。

今後10年間で地域手当を5%に統一していくとようなことですが、その間は同じ職場というか一つの組合にいて、この人は3%、この人は9%とすると、それが4%、7%になるのか、少しずつ近づいてくるのでしょうか、同じ仕事をしていて支給の割合が違うとかということで、職員の士気といいますか、意欲といいますか、その辺どうなのかなという懸念があったり、そういうところもあるんですが、それはいいとして、10月13日の稲広の全員協議会の場において、地域手当の統一を問題視する意見とか、まずは地域手当が同じ塵芥と衛生の2組合の統合からやるべきではないかというような意見がありまして、その他にも、まだしっかりと協議しなければならない点があると思いますが、稲広議会としては延期もあるということを経理者会議、協議会の方に伝えるようにということで、全員協議会の中で図られまして、12月定例会前には、一つの議会では完全にうちの方は否決になるだろうというような議会もありまして、実際、このように否決となりましたが、今度の議案に際しましては、事務局、担当者の皆さんが文書等の作成とか各組合、各議会に説明等、大変苦労されておりました。

せっかくここまで議案というか、そういうものができておりますので、ただ、協議しなければいけない点もあると思いますので、今後の方向性や可能性等につきまし

て、引き続き協議するべきだというふうに私は思っておりますので、継続審議としたいと思います。

以上です。

○油原委員長

継続審議ということですね。

参考までに私もよく理解しない部分がありますので、事務局、継続審議となった場合には、来年の3月の議会とかいろいろなケースが考えられますが、継続審議となったらどういう形で進んでいくのかちょっと説明をお願いしたい。

○深沢議会事務局主査

総務委員会の方で今、継続審査というご意見がありましたので、補足説明をさせていただきますと、まず、今期定例会においては総務委員会で継続審査と決定しましたら、本会議の委員長報告で継続審査を報告しまして、全議員の場でもう一度継続審査を諮ります。そちらが可決すれば、継続審査ということで決定します。

そうしますと、次の3月定例会でもう一度議案として審議することになりますので、議案として提案されることになります。もしそこでも継続審査ということになりますと、今度の4月末日をもって、今の議員さん皆さんが任期満了となりますので、その時点でその議案は廃案ということになります。

以上です。

○油原委員長

ありがとうございました。

この議案自体、来年の4月1日施行です。3月に仮に協議した結果、可決されたといっても、基本的に知事認可はそういう手続き上無理ですから、現実的には、否決的な要素があるということの理解でよろしいですかね。

山崎委員。

○山崎委員

再度確認したいんですけども、二つほど確認したいんですね。

構成市町村、関係市町村が8市町村あって、否決が1自治体出ていますけど、全体的に見てこれの有効期限っていうのは、有効期限、効力ですね、これは令和5年3月31日まで生きているっていう解釈でよろしいんですか。

○油原委員長

足立議会事務局長。

○足立議会事務局長

美浦村さんが否決ということで、通常、否決となったわけなので、もう一度議案にかける、例えばなんですけれども、1月から3月までに仮に議案をまた上程するという事は可能であるというふうに、制度上できるかなというふうに認識しているところです。

ただ、事務手続き上はいろいろなものがありますので、その辺は調査確認しなければならぬところが多々あろうかと思えます。

通常はいったん否決したものを内容を変えないで、またそのまま上程するというのはちょっと考えにくいのかなっていうのはございますけども、制度上はできるというような状況になっております。

以上です。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

議決結果の有効性ということなんですけども、先ほどの繰り返しになってしまいますが、議決の結果については無効になることはないと、ただ、議案の中に、期日が、解散と財産処分については令和5年3月31日と、あと規約の変更の部分は4月1日から施行ということが議案の中に記されておりますので、そこを過ぎると、現実的にはその議案としては効力をなさないものになるということで解されるところです。

以上です。

○油原委員長

山崎委員。

○山崎委員

もう一つなんですけども、この上程されました当市の議案第24号から議案第28号まで、これも同じ解釈でよろしいのでしょうかね。

令和5年3月31日まで有効だっというお話で、解してよろしいですか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

議決の結果については有効です。

○山崎委員

わかりました。

以上でございます。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

市長にちょっとお尋ねいたしますが、12月27日、管理者、副管理者、関係市町村で協議をするということなわけなんですけれども、一応、美浦村に関しては否決したということになりますと、どういう協議内容がありますか。

おそらく今、足立局長からお話があったように、仮に他の市町村が可決にしたところで、足立局長の言うような美浦村議会で再度議案を提出して可決してもらうというのは協議になるのかなというふうに、あるいはその他、何の協議ができるかなと思って考えますが、いかがでしょう。

○油原委員長

萩原市長。

○萩原市長

議会の方でも、私も冒頭の方で提案理由で説明をさせていただきました。

これはまずは、第1弾としては、3組合の統合について、関連議案を上程させていただいて、美浦村も否決されたというお話もさせていただきました。

この3組合の統合の重要性については、11月7日に統合・複合化協議会ということで、関係8自治体の首長で話しまして、そこで、議案に上げていきたいと思いますという約束をしました。そこで、各首長については、その重要性をちゃんと理解をして、みんな決めてちゃんと議題にあげましょうという話をさせていただきました。

ただ、あとは、ここを決めるまでに、私は途中乗車なんですけど、この3組合統合の始まった中で私が当選してというところで、そんな中でいろんな首長さんの意見がありました。

ただ、その中で、やはりこれからその3組合統合をして、10年後、20年後、30年後というようなビジョンを考えていくと、本当に重要なことであるという認識があります。

そんな中で、これまで、私は途中乗車なんですけど、今まで努力されてきた職員さんは本当にいろんな計画を作ってくださいました。

そして、8自治体の役所の皆さんも、本当に何人かずつ財政が入っていただき、企画も入っていただいたり、いろんな8自治体の中で、職員さんが本当に努力をされて、こういったものを作ってくださいました。

そんなことも含めて、こういった議案を上程させていただいていて、美浦さんが否決なんですけど、やはり市としての意思を示したいというところがまず大事であるというふうに思っていて、そこで皆さんの議決、思いについて判断していただきたいと思うんですが、私の言えることはそこまででございます。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

それはそれでわかりました。

しかしながら、美浦村議会が否決したということは事実なわけですよ。

それで、有効無効の話もあったわけなんですけど、言うなれば、12月27日に龍ヶ崎市の市長、当事者として関係市町村はどんな協議をするのかっていうことをお聞きしたわけなんです。12月27日に、美浦村議会の否決を受けた後の協議会っていうか、そういう名前なんだろうけどもね、そういうことを。

○油原委員長

萩原市長。

○萩原市長

皆さんの議会が終わってから12月27日に構成市町村長による協議が行われる予定になってます。そこで、いろいろな話を、今の状況、今後の対応方針、それを議論することになると思います。

否決となった自治体もありますが、この取組、先ほども申し上げましたが、将来を考えたときに、ごみ処理の広域化、斎場の複合化とかね、最終的には圏域全体の共同処理事務の一元化ということで、本当に10年、20年、30年後のそういったところで、人口減少とかそんなこともありますから、そんなことも含めて、市民サービスを持続可能なものにしていくことというところが一番大事であると思いますので、その辺を話し合っていくことになると思います。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

先ほど、足立局長が言われたような美浦村議会の臨時議会という形でしか私は方法はないだろうと、そこで採決をしていただく、そういう形しか私はないだろうと思います。

さらに、ちょっとお聞きしたいのは、この塵芥処理に関する事務の構成市町村、つまり龍ヶ崎市、利根町、河内町が解散をして、そしてまた、稲広事務組合の規約が可決したとした場合、その他の市町村はどんなふうにも、詳しく言えば、何年度に入ってくるんですか。つまり、現在は、仮にすべて可決したと仮定をして、現在3市町が龍ヶ崎地方塵芥処理組合が解散して、これが組合規約に入ってますよね。その他、牛久市、それから阿見町、稲敷市、美浦村は、どういう形で入ってくるのかをちょっとお願いしたいと思います。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

まず、この関連議案が関係自治体ですべて通った際ということでお話させていただければ、議案第28号の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更のところであります通り、令和5年4月1日に関係自治体すべてが、この新しい稲敷地方広域市町村圏事務組合に入ってくるということになります。

ただ、第3条のところで、こちらで組合の共同処理する事務というのが定められておまして、塵芥、ごみ処理については、龍ヶ崎市、利根町、河内町と今、この部分を共同処理するのはこの三つですよという規定がありますので、仮に、その後ごみ処理の広域化の協議が進んで、牛久市さんとか阿見町さんが入ってくる際には、また規約の改正を行った上で、この第3条の5番のところに新たにということになる。こういう流れも想定される場所と思います。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

それはわかっています。

言葉足らずで申しわけないんですが、つまり、先ほど山崎委員の質問だったかな、寺田議員かな、そのメリットの面で、片やごみ処理の広域化、これは多大にメリットがある。そしてまた、県のごみ処理の広域化の計画にも沿うものであると、そういうことで、非常にごみ処理の広域化はメリットが多いというふうには私は解しています。

そんなわけで、令和5年4月1日には、こういう形で規約が効力を発生するわけだけでも、そのあとの牛久市、阿見町は、どんなふうな形で入ってくるのか。

つまり、令和14年度、15年度、16年度に更新時期があるわけですよ。それからまた、なんていうか、美浦村と稲敷市は、令和24年度が更新時期ということになってますから、それに合わせるようになるわけでしょうけれども、そういう答えでいいんですか。結局わからないという意味でいいんですか、今のところ、予定の年度。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

計画書の方にも示されております通り、今般の取組は統合・複合の第一段として3組合を統合するという内容でございます。

そして、その第二弾としてごみ処理の広域化というのが位置づけられているところで、それに向けて3組合統合後の組織としても、ごみ処理広域化のプロジェクトチ

ームを作るといふようなことも計画書に示されておりますので、プロジェクトチームの中で関係市町村と協議をしながら、そういった広域化の考え方とかスケジュールとか、その辺の議論をされて決定されていくのかなということ考えております。

今の時期で決まっているかと言えば決まっておりません。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

決まっていってということなんですが、茨城県のごみ処理広域化については、10ヶ所に分けて、このような広域市町村圏がその一つであるということなんですけれども、集約が目的なわけですよ。いふなれば、一つにすると。1ヶ所の焼却場を作るといふようなことが目的だろうと思います。

したがって、美浦村と稲敷市は、今年の8月から新しいものを稼動したということなんですから、二つというものが許されるものかどうかっていうことをちょっとお聞きしたいです。

○油原委員長

萩原市長。

○萩原市長

県の方は、稲敷広域で一つにしてくださいねっていう想定なので、稲敷広域で大体一つにまとまってくださいねというお願いなんですよ。

〔発言する者あり〕

○萩原市長

それは各地区の考え方になると思います。

ただそれでは、スケールメリットが出るかっていう話にもなってくると思いますので、それはそのあと考えることだと思います。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

非常に疑問なのは、ごみ処理の広域化が、私はメリットが大きいってやつがあるんですよ。

当然、今、十年間のメリットというものもあることはあるんですが、ごみ処理の広域化は本当にメリットがあるというふうに思うわけなんだけども、それが全然議論がなされてない。つまりは、そういう議論が全然なされてないのに、塵芥処理組合を解散しますということも私は非常に疑問なんです。

さらに、もう一つ疑問なのは、稲敷広域市町村圏の圏民、あるいは龍ヶ崎市民、構成市町村、特に牛久市、そういうところの圏民、市民に話されてないと思いますけれども、どうなんですか、結構話してあるんですか。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

まず、ごみ処理の広域化については、先ほど申し上げました通り、第二段階の取組となります。

これについては、関係市町村の共通の課題でありますごみ処理の事務、茨城県が



示したごみ処理基本計画を踏まえて、長期的な視点で広域化をどうやって進めていくかという検討が重要となってくるんですけども、その部分で稲敷・龍ヶ崎地域全体で効率的なサービス提供に向けて、この統合の取組で広域化を推進するための主体的に役割を果たす土台が築いていけると、こういうことで今般の統合のメリット面の大きなメリットの一つに考えられるところだと思います。

また、圏域住民への周知という部分については、現時点で統合・複合化に向けた取組を進めてる段階で、今のところ圏域住民への説明は行っていないと伺っております。

これについては、統合が実現に向けて動き出すタイミングで圏域住民への周知とか説明を行っていくというようなことで説明を受けております。

以上です。

○油原委員長

大野委員。

○大野委員

そのことも非常に大きな問題だと私は思います。

言うなれば、各関係市町村の市町村長あるいは議会で決めちゃって、そして、圏民あるいは市民に決まったからということ、聞く方にとっては大変大きい問題だろうと思います。

そういうことを指摘しておきます。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

私は、美浦村がすでに否決をしてるっていうのに、私の疑問なんですけど、全部が一致しないとできないということであれば、申し訳ないんですけど、なんで、先ほども市長さん、皆さん、どうなのかっていうところも判断をしてもらいたいっていうことだったんですけど、もうそういうふうに分かっているのに、私は、なんでこの議案を出したのかなっていうのはちょっと疑問に感じているところです。

そこは、始めに言っておきたいと思いますけど、この細かいところなんですけど、資料が出されてますけど、今、本会議では管理職の手当が下がるとか、そういう問題もありましたし、これについてちょっと質問したいんですけど、地域手当がやはり引き下がるということなんですけど、この対象人数、それと「3 昇給抑制による調整」で18万円の減は何人なのかっていうことと、先ほども退職者不補充っていうことで、やっていけるだろうっていうようなお話でしたけれども、その途中で病気で休職する人もいるかもしれないし、全然補充をしないっていうところについては、本当にちょっと私は賛成ができないなって思いますけど、そういった時にどんな体制を取るのかっていうのがしっかりできてるのかっていうことですよね。それは、そういうふうだと思います。

それから、民間委託業務の直営化なんですけど、今、民間委託を廃止できるっていうんだったら、なんでそれをもっと以前からできてなかったのかなっていうことをやっぱり不思議に思います。

それと、結局、塵芥処理組合の場合はごみ処理施設の建設をどうするかっていうことを話す段階がそろそろ来ると思うんですけども、その時にやっぱりこの地域で

どんなごみ処理場を目指すのかってということについては、もっと議論を深めて、そういう意識を持って、今度統合するのであれば、そういうことも含めて話すようなことが必要だと思うんですけども、そういうことではないので、私はこのことに関しては、ちょっと意見があります。

賛成はできかねないなっていうところがありますので、先ほどのことについて、お答えください。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

地域手当の影響なんですけども、まず引下げの対象は塵芥処理組合の職員、衛生組合の職員、合わせて31名、これは令和3年5月1日現在の職員数でございます。逆に、稲敷広域の方は引上げということになります。

また、昇給抑制による調整等については3名ということでお伺いしています。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

8人の退職者に対しては、全然補充を行わないってことについて、市はどんなふうに思ってるのか、再度お聞きします。

○油原委員長

岡野企画課長。

○岡野企画課長

先ほどの通りなんですけども、この話は統合・複合化という大きな目的を掲げて、統合の効果をより大きなものとしていくための行政改革をどう進めていくかという議論の中で提案されたものであると認識しております。

この部分は、今いる職員のスキルアップでありますとか、再任用で今いらっしゃる方が引き続き業務に当たるといふことも考えられます。

また、場合によっては構成自治体との人事交流なども考えながら、運営に支障のないよう、業務に支障のないように運営に当たっていきたいということで説明をいただいているところです。

以上です。

○油原委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

今できるからってということなんですけれども、職員給与が下がるわけですよ。そういう中でもスキルアップして頑張るっていうんですけど、実際に給料が下がる中でどうやってスキルアップを図るのかなっていうことがあります。

それで、ちょっと私、塵芥処理に用事があったときに、話が出たんですけど、「特に問題はないみたいな感じのところで言われてます」って言ったら、「伊藤さん問題はあります」って言うから、「給料が下がります」って言うのね。やっぱり、それほど働いてる人にとっては本当に給料が下がるっていうことは、とても大変なことだと思うんですよ。

しかも、今はこんなに物価が高いのに、それでなおかつスキルアップをしろって  
いうのは、いかがなものなんでしょうかね。

私はそういうふうに感じてます。

○油原委員長

ほかにありますか。

椎塚委員。

○椎塚委員

基本的に、将来的に広域化というのはもちろん私も賛成なんですけども、現実的  
な話で、再度ちょっとまた繰り返してしまうかもしれませんが、今年度中にもし成立  
させるといふ、残された可能性っていうのは、美浦村以外の全部が賛成するって  
いうことが残された可能性だと思うんですけども、そうなればいいんですけど、それ  
で臨時議会っていう形になればいいんでしょうけども。

ただ、私、局長なんかのお話で、一度否決されたものを同じもので出すというこ  
とはなかなか現実的にはあり得ないっていうようなご答弁も聞いた中で、龍ヶ崎市の  
意思を示すという市長の言う意見ももちろんわかるんですけども、実際、可能性的  
に、仮に他で賛成以外の採決が出てしまった場合はもちろん難しいわけですから、ち  
よっとその辺も踏まえて、一番早い方法がおそらく残りが賛成して臨時会っていう  
方法が一つあるんでしょうけども、そうでない場合には、その先にどんなふうに進  
展、改選ももちろんあるので、どういう形が最短で逆にいけるのかなっていう方  
法、シミュレーション的なものでちょっと聞きたいんですけども。なかなかこうだ  
と言うのは難しいとは思いますが、その辺も何かあれば教えてもらえますかね。

○油原委員長

萩原市長。

○萩原市長

先ほども申し上げたんですけど、そうなった時に、首長で12月27日に協議をしま  
すんで、その話の後になると思いますんで、ちょっとまだ何とも申し上げられない  
状況です。

○油原委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

仮定の話になってしまうので申し訳ないんですけども、仮に、今回駄目だったと  
してですよ。その場合っていうのは、どういう方向性に進んでいくんですかね。も  
ちろん広域化をあきらめるといふことではないと思いますんで。

○油原委員長

萩原市長。

○萩原市長

大事なことは、市民サービスを低下させないっていうことになっていくと思いま  
す。

3組合っていうのはできなかつたかもしれませんが、やはり龍ヶ崎だと9年後には  
もうごみ処理場を作るしかない。ごみとか、そういう衛生管理は午前中に取り  
てくるのは当たり前なんです、市民は。それをできなくなってしまうのはどうし  
ようもないんで、それがもう9年後なんです、龍ヶ崎は。なんで、その辺の話は、  
牛久市と

阿見町も大体同時期です。

ですから、その話は本当にもし3組合ができなくても、しっかりやってかなきゃならないことだと思います。

○油原委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

ごみ処理場を例としてあげていただきましたけども、ただ、先ほどもちょっと大野委員の質問の中にもありましたけども、住民の説明がまだしっかりできてない自治体もあるというような中で、やはりもう少しちょっと煮詰める方法っていうのがないのかなっていうふうに思ってて、何ていうんですか、準備委員会とか、名称は何でもいいんですけども、事務レベルでももう少し詳細を詰めるような形っていうのは、作れないものなんですかね。

○油原委員長

萩原市長。

○萩原市長

これもこの後の話なんですけど、例えばごみ処理場をどこかに作ることになりますってなれば、これは住民説明からいろんなことをやっていきますから、その合意形成が、基本的には地域住民の合意がないと建てるものが建てられませんので、ということになると思います。

○椎塚委員

ちょっとなかなか先の見えない話を質問してるんで、私もちょっと聞き方が悪いんでしょうけども、ちょっとその辺どうしても懸念してしまうので、最悪の状況もある程度頭に入れていかなくてはいけないのかなっていうふうに思ってますので、懸念して質問させていただきました。

以上です。

○油原委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

僕は塵芥処理組合議会議員なので、ずっと3期やらせてもらってますので、その立場としてなんですが、ちょっと一点だけお伺いしたいのは、先ほど萩原市長の方から、8市町村首長会議で12月議会には上程していきましょうと、そういうふうな話があったということだったんですが、僕も、前回の塵芥処理組合議会全員協議会がありまして、そこでの協議、会議の中で、全体的に塵芥の中でも、スムーズにそこで終わってなかったんですね。

なので、また次も会議があるんだろうな、協議があるんだろうな、あるいは事務局からの報告もあるんだろうなっていうふうな思いだったところ、今回の議案が議会に上程されていまして、そこで一点お伺いしたいのは、8首長の会議の中で、12月に上程しましょうと言って、そこはスムーズに全首長さんがやってきましょうっていうふうなお話だったのかどうかだけお聞かせください。

○油原委員長

萩原市長。

○萩原市長

8首長会議の中では、問題になったの地域手当、4自治体が職員さんの地域手当をあげてないんです。

そういったところについて、やはり組合の人達は上げたり下げたりして平均にするって話なんですけど、職員さんの問題が懸念されていたことがありまして、ただ、その話をどうすんのっていうことは、各市町村がやっていくことなんですけど、ただこの3組合の複合化につきましては、異論はなく、自分達の問題はいろいろ抱えているものがあります、でもまとまっていこうっていうところには、皆さん、特に問題なく合意されてました。

○油原委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○油原委員長

別がないようですので採決いたします。

採決は別々に行います。

継続審査というご意見がありましたので、まずは議案第24号について、継続審査とすることについてお諮りいたします。

議案第24号、本案は継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○油原委員長

賛成多数であります。

よって、議案第24号は継続審査とすることに決しました。

続きまして、議案第25号、本案は継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○油原委員長

賛成多数であります。

よって、議案第25号は継続審査とすることに決しました。

続きまして、議案第26号、本案は継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○油原委員長

賛成多数であります。

よって、議案第26号は継続審査とすることに決しました。

続きまして、議案第27号、本案は継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○油原委員長

賛成多数であります。

よって、議案第27号は継続審査とすることに決しました。

続きまして、議案第28号、本案は継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○油原委員長

賛成多数であります。

よって、議案第28号は継続審査とすることに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。